

加須市農業振興ビジョン推進会議設置要綱

(平成 25 年 9 月 19 日市長決裁)

改正 平成 31 年 5 月 1 日一部改正

(設置)

第 1 条 加須市農業振興ビジョン（以下「農業ビジョン」という。）の実現に向けて、市民との協働により加須市ならではの力強い農業を推進するため、加須市農業振興ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 農業ビジョンの進捗状況の確認及び実施した計画の効果の検証
- (2) 農業ビジョンの具体的かつ実践的な行動指針の提案
- (3) その他農業ビジョンの推進に関すること

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 民間企業、民間団体等の代表者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 市以外の関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、経済部農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の加須市農業振興ビジョン推進会議設置要綱第3条の規定により委嘱され、又は任命された推進会議の委員は、この要綱による改正後の加須市農業振興ビジョン推進会議設置要綱第3条の規定により委嘱され、又は任命された推進会議の委員みなす。